

平成 25 年度廃棄物処理施設モニタリング補助事業費補助金に係る Q & A

環境省 廃棄物・リサイクル対策部

用語の定義

特措法:「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

規則:「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」

Q 1. 補助申請対象者は誰か。

A 1. 本補助金は、特措法第 43 条に基づき、国が地方公共団体に対する財政上の措置を講ずるものである。対象者は、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の焼却施設や汚泥の脱水施設、最終処分場等の設置者・管理者のうち、地方公共団体（一部事務組合を含む。以下同じ。）及び環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センター。それ以外の特措法での施設設置者・管理者（水道施設等の施設管理者や民間事業者）は、東電に求償手続きをしていただくこととなる。

Q 2. 補助対象経費は何か。

A 2. 補助対象経費は以下のとおり。

- ① 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じた廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）の事故由来放射性物質の汚染の状況について、環境省令で定める方法により測定する費用
- ② 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあって、当該排ガスの排出口において、当該ガス中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用
- ③ 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、処分に伴い生じた排水を放流する場合にあって、当該放流水の排水口において、当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用
- ④ 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水、又は、地下水集排水設備により排出された地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用

- ⑤ 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において、放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用
- ⑥ 特定産業廃棄物処理施設の最終処分場において、地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用
- ⑦ 特定産業廃棄物処理施設の最終処分場において、浸透水（特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。）による最終処分場の周縁の地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用

Q 3. 放射性物質の濃度を自ら購入した機器で職員が測定した場合、機器購入費や人件費は補助対象となるのか。また、放射線量の測定費用は補助対象となるのか。

A 3. 本補助金は、廃棄物処理施設から生じた廃棄物又は廃棄物処理施設の放射性物質の濃度検査を外部検査機関が測定する際に必要な経費のみを補助対象としているため、自ら購入した機器で測定する費用や、放射線量の測定に係る費用は補助対象とならない。

Q 4. 処理施設が複数の箇所にある場合、補助申請書はそれにあわせて複数作成する必要があるか。

A 4. 複数の処理施設について補助申請する際は、交付申請書は複数作成する必要はない。モニタリング事業実施計画書は施設毎に作成し、各モニタリング事業実施計画書の「国庫補助金所要額合計」の金額を積み上げた合計金額を交付申請書の「交付申請額」に記載し、交付申請をする。その際に作成した全てのモニタリング事業実施計画書を添付していただく。

Q 5. 特措法第 18 条による指定廃棄物の指定の申請をするために生じた測定費用については補助対象となるのか。

A 5. 本補助金は、特措法及び規則における維持管理基準に基づく測定が義務付けられている費用に対しての補助金であることから、特措法第 18 条の申請をするために生じた測定費用については、測定結果が 8,000Bq/kg 超であっても補助対象とならない。

Q 6. 交付申請はいつまでの期間分の経費を申請できるのか。年度をまたぐ交付申請は可能か。

A 6. 国の会計制度が年度毎であるため、年度をまたいだ交付申請は認められず、25年度分は平成25年4月1日から翌年3月31日までに行う測定費用の補助申請ができる。

Q 7. 交付決定するにあたり、事前に内示行為を行うのか。また、交付申請の書類の提出先、問い合わせ先は。交付申請は郵送でも可能か。

A 7. 事前の内示はしない。交付申請については、当面は、環境省廃棄物・リサイクル対策部（東京・霞が関）にて事務処理を行う。交付申請書類は郵送で提出する。ただし、郵送にて提出する前に書類の確認を行うため、まずはメールで連絡頂きたい。その際、書類の内容の対応ができる担当課の連絡先をそえて、書類に不備があった場合の連絡等に対応できるようにすること。郵送先及びメールアドレスは下記のとおり。

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

指定廃棄物対策チーム担当 宛て

MONITORING@env. go. jp

Q 8. 交付申請はいつまでにすればよいのか。

A 8. 原則、年間の測定費用が見込まれた（見積書等が提出可能になった）際に申請すること。なお、個別案件のご相談については、メールで連絡頂きたい。

MONITORING@env. go. jp

Q 9. 検査機関への委託は単価契約を行っており、月に1回以上の測定が発生する場合もあり得る。その場合の測定した費用は全部が補助対象となるのか。

A 9. 規則では、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準として月1回以上の測定を義務づけているが、補助対象は1月に測定する費用の1回分のみ。それ以上測定したものについては補助対象としない。

Q 10. 検査機関へ委託する際は、入札した上で発注したものでなければならないか。

A 10. 自らの会計規程等に基づき適正な価格を算出することを原則とし、会計規程などで複数見積りの少額随意契約などの契約を認めているのであれば入札でなくてもよい。特命随意契約により調達せざるを得ない場合はその理由を交付申請の際に添付書類として提出。なお、1回分の測定費用は補助の上限額を10万円（排ガスは20万円）としているので、注意。

Q 11. 補助対象期間中に放射能濃度が低い数値が出たことから、法第16条の調査報告とは別に調査義務免除の申請を行ったところ、調査免除となり、規則で義務づ

けている測定をしなくてもよくなった場合、交付申請の手続きはどのように行うのか。また、仮に、調査免除になった後でも対住民説明のために自主的に測定を続けた場合、その測定費用は補助対象となるのか。

A 1 1. 調査義務免除の申請を行う際には、特措法第 1 6 条の調査報告も必要のため、調査免除となった場合でも、調査免除までの測定費用は補助対象となるが、調査免除後の測定費用は補助対象とならない。交付決定後に調査義務免除になった場合は、計画変更承認申請の手続きは行わず、実績報告書を提出し、精算を行う。また、調査免除後に自主的に行う測定費用については補助対象とならない。

Q 1 2. 確定検査はどのように行うのか。

A 1 2. 本補助金は金額も少額であり、経費の精査・確認は書面でも確認できることから、確定検査は書面検査とし、現地検査は原則行わない。

Q 1 3. し尿処理施設は補助対象となるのか。

A 1 3. 当該し尿処理施設が、廃掃法上で「焼却施設」、「熔融施設」、「熱分解施設」又は「焼成施設」として届出（市町村以外の者にあつては許可）された施設であれば特定一廃施設に該当することとなるが、例えば焼却機能はあっても付属施設として廃掃法上の上記施設に該当しない場合は測定義務は無く、モニタリング補助の対象にならない。

Q 1 4. 一度調査免除されたので補助対象から外れたが、新たに除染廃棄物を受け入れて高濃度の焼却灰が検出された。この場合は補助対象となるのか。

A 1 4. 調査免除された段階で、特措法 2 4 条に基づく特別の維持管理基準が適用除外になるが、除染廃棄物を受け入れた段階で特定一廃（特定産廃）施設になることから調査の義務が生じることとなり、その場合は補助対象にもなる。

Q 1 5. 別途、災害等廃棄物処理事業費補助金のメニューにも同様のモニタリングの補助メニューがあるが、どちらに申請すれば良いか。

A 1 5. 特措法における特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の設置者・管理者が義務付けられている測定に関する経費については、災害等廃棄物処理事業費補助金ではなく、モニタリング補助事業費補助金として申請願いたい。

Q 1 6. 実績報告の際、支払いを済ませておく必要はあるか。

A 16. 支払いを済ませておく必要は無いが、金額は確定させておく必要があるので、請求書の写しや支払伝票の決議書の写しなど、測定費用として確定した金額が確認できる資料を添付していただくこととなる。

Q 17. 最終処分場においては周縁地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所でサンプリングすることとされているが、取扱要領第4条の④⑥の「1回分10万円」「1回につき10万円」の1回とは、二以上の場所それぞれで1回と解して良いか。

A 17. 二以上の場所それぞれで1回と解して良い。

Q 18. 東京電力(株)に対して別途求償手続きを行っている場合、本補助金でも交付申請して良いか。

A 18. 支払いが二重にならないように注意する必要がある。申請する場合には備考欄等に「別途東京電力(株)に求償中」と明記していただくとともに、実績報告時に本補助金の交付を希望するかどうかを判断いただき、本補助金の交付を受ける場合には東京電力(株)に対して本補助金請求分を除くよう手続きを取る。本補助金の交付を受けない場合は、要綱第11条第1項第2号に基づき、様式第3により計画変更の申請書を提出していただくこととなる。

Q 19. 測定項目のなかで、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区別することができない場合、どのように経費を算出するか。

A 19. どうしても区別できる資料を用意できない場合は、按分するなどして算出する。

Q 20. 「ヨウ素」のようにセシウム134及びセシウム137を測定する際に同時に測定しても追加費用として発生しない場合は、補助対象経費と補助対象外経費を按分することが困難なであるが、「ヨウ素」の測定項目を含んだ見積書で補助申請が可能か。

A 20. 「ヨウ素」の測定費用が、補助対象経費（セシウム134及びセシウム137を測定費用）に対して、追加費用として発生しない場合には、その旨を見積書に記載するか、説明資料（検査機関へ確認した旨が分かる資料）を補助申請時に「その他適宜必要な参考資料」として添付することにより、補助申請ができることとする。

Q 21. 調査義務免除の通知を受領したが、通知の翌日にあらかじめ予定されていた

測定を実施した。この場合の測定費用は補助対象となるか。

A 2 1. 原則的には、調査免除通知があった日以降は法律上の調査義務は無くなることとなり、補助対象外となる。ただし、天災等個別の事情がある場合は、その理由を添付した上で環境省にて妥当性について審査する。

Q 2 2. 消費税を含んだ金額で様式第 1 により補助申請をした後に、様式第 4 により実績報告をする際も消費税を含んだ金額で報告してよいか。

A 2 2. 交付要綱第 5 条第 2 項に、補助事業における仕入に係る消費税等相当額の減額申請及び、第 1 3 条第 2 項に当該補助金に係る消費税相当額の減額申請について規定しているが、本補助対象者の大半は地方公共団体（一部事務組合も含む。この欄内同じ）の一般会計の事業者であるが、これらの事業者は消費税の申告義務がない（資産の譲渡等行う限りにおいては消費税の納税義務あり）ため、消費税を含んだ金額で申請・実績報告をすることは問題ない。

ただし、これ以外の事業者（地方公共団体の特別会計、民間事業者）で、消費税の申告義務がある事業者が、消費税を含んだ補助申請をし、消費税を含んだ額で実績報告をした際は、後日、消費税の申告を行った際に、補助金に係る消費税相当額にかかる仕入控除税額が発生し、国に返還する必要があるため、補助事業が終了した後に様式第 7 による報告が必要。

参考ホームページ（国税庁：国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/shohizei.pdf>

※仕入控除税額の内容については最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 2 3. 補助金はいつ、どこから支払われるのか。

A 2 3. 詳細は交付要綱を参照されたい。環境省へ交付申請の後、環境省にて書類を審査し、交付決定通知書を通知する。事業完了後、完了日から 1 ヶ月後又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに環境省へ実績報告書を提出する。その後、環境省で書類を審査、額の確定をし、交付額の確定通知書を通知する。その後、請求書を環境省に提出し、環境省で書類を確認後、官署支出官環境省大臣官房会計課長より翌年度 4 月末日までには補助金が支払われる（事業完了が早ければ、精算作業が早くできることになるので、支払い時期もその分早まる）。